

社会福祉部便り（平成 27 年度改正版）

このページを開いて頂き、ありがとうございます。

平成 27 年度として新たに内容をリニューアルし、「改正された内容」・「付け加えられたサービス」「施設の変更」などを編集し、再度掲載しています。

今後も社会福祉部の事業として、年度ごとにリニューアルするように活動を続け、患者様に有益な情報を提供・指導出来る様な内容にしていこうと部員一同考えています。

理学療法士の皆様には、日頃の業務に少しでも役に立てればと部員一同願っております。不明な点など御座いましたら、narapt_fukushibu@yahoo.co.jpまでご連絡頂きます様お願い致します。

では、ご覧下さい。

目次

① 身体障害者手帳について	P 2 ～ 1 6
② 障害者総合支援法について	P 1 7
③ 各論 小児	P 1 8 ～ 2 7
④ 各論 脊髄損傷	P 2 8 ～ 3 1
⑤ 各論 頭部外傷	P 3 2 ～ 3 6
⑥ 各論 難病	P 3 7 ～ 4 0
⑦ 編集後記	P 4 1

身体障害者手帳について

身体障害者手帳をはじめ、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳について、申請方法およびそのサービスの内容を一部奈良市の例をあげて紹介致します。

手帳

1. 身体障害者手帳

窓口：市町村障がい福祉担当課

身体障害者手帳は障がいの程度により、1級～6級に区分されます。

対象となる障がいの種類は、①視覚、②聴覚、③平衡機能、④音声・言語機能又はそしゃく機能、⑤肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑥心臓機能、⑦じん臓機能、⑧呼吸器機能、⑨ぼうこう又は直腸機能、⑩小腸機能、⑪ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、⑫肝臓機能です。

交付申請には、所定の申請書、診断書（申請日から6ヶ月以内のもの）及び本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、1年以内に撮影したもの）が必要です。

身体障害者手帳の交付に関する診断は、身体障害者福祉法で指定された医師でないとできません。

くわしくは、市町村障がい福祉担当課におたずねください。

障害種別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚		○	○	○	○	○	○	
聴覚			○	○	○		○	
平衡				○		○		
音声・言語・そしゃく				○	○			
肢 体	上肢	○	○	○	○	○	○	○
	下肢	○	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○		○		
	脳原性上肢	○	○	○	○	○	○	○
	”移動	○	○	○	○	○	○	○
内 部	心臓	○		○	○			
	じん臓	○		○	○			
	呼吸器	○		○	○			
	ぼうこう・直腸	○		○	○			
	小腸	○		○	○			
	免疫	○	○	○	○			
	肝臓	○	○	○	○			

※) 7級のみでは、手帳交付の対象にはなりません。

2. 療育手帳

窓口：市町村障がい福祉担当課

療育手帳は、知的障がいのある方のための手帳です。障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。（平成22年5月31日以前に交付され、平成22年6月1日以降再判定がない場合はA（最重度、重度）、B（中度、軽度）に区分されます。）

判定は、18歳未満の方はこども家庭相談センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所において行われます。また、判定は予約制になっていますので、福祉事務所又は町村役場に連絡のうえ、予約してください。なお、交付申請には、所定の申請書及び本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、3ヶ月以内に撮影したもの）が必要です。

※ 平成22年5月31日以前に発行された手帳は継続して有効です。以下この「ご案内」において療育手帳の区分の記載がある場合は、「A1及びA2」は「A」、「B1及びB2」は「B」と読みかえて下さい。

3. 精神障害者保健福祉手帳

窓口：市町村精神障がい福祉担当課

精神障害者保健福祉手帳は、障がいの程度により1級から3級に区分されます。対象者は、精神疾患を有する人のうち、一定の精神障がいの状態のために、長期にわたり日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

交付申請には、所定の申請書、診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）及び本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、1年以内に撮影したもの）が必要です。（写真貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、手帳の写真欄に「写真貼付なし」と表示されます。受けられるサービスに差異が出る場合があります。）

なお、精神障がいを事由とした障がい年金を受けている方は、診断書に代えて ①年金証書等の写し ②直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し ③年金事務所等への照会に関する同意書を申請書に添付することで手続きが可能です。手帳の有効期間は2年間で、更新される場合には更新手続きが必要です。更新手続きは 有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

※ 平成18年10月1日より、特別障害給付金を受けている方も同様に ①受給資格者証の写し ②国庫金送金通知書 ③照会に関する同意書を申請書に添付することで手続きができるようになりました。

※ 平成26年4月より、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律の改正に伴い、手帳の性別欄がなくなっています。

身体障害者手帳を利用したサービスについて

1. 補装具の交付、修理

窓口：市町村障がい福祉担当課

身体障害者手帳所持者及び難病患者等※に対し、身体の失われた部位や障がいのある部位を補って、日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理に係る補装具費の支給を行います。原則としてかかった費用の1割負担となりますが、世帯の収入により月額負担上限額が設定されます。

対象障害者	補装具の種類
視覚障害者	盲人安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義肢、装具、車いす、歩行補助つえ（一本杖を除く）、歩行器 電動車いす、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 （以下児童のみ）排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

2. 日常生活用具の給付・貸与

窓口：市町村障がい福祉担当課

（1）身体障がい者、知的障がい者及び難病患者等※の方について（日常生活用具）

身体障害者手帳及び療育手帳所持者のうち、重度障がい（児）者、または難病患者等※に対し日常生活用具が給付又は貸与されます。利用者負担は、市町村が決定します。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(2) 小児慢性特定疾病児童の方について（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

小児慢性特定疾病医療支援事業の対象となっている方に、日常生活の便宜を図ることを目的に実施される市町村の事業です。

用具の種目：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター
 自己負担額：利用者世帯の所得により負担額が異なります。

市町村により実施内容等が異なるため、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※ 難病患者等…障害者総合支援法の対象疾病（151疾病）が対象。平成27年夏頃に対象疾病が追加予定です。

移動の支援について

1. 駐車禁止規制の適用除外

窓口：管轄の警察署

次表の障がい程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは、駐車禁止規制の適用が除外されます。

障 害 種 別		障 害 の 級 別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の 変による運動機 能障害	上肢機能	1 級から 2 級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級から 4 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
腎臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害		A 1（最重度）、A 2（重度） ※11頁参照
精神障害		1 級

2. 移動支援事業の実施

窓口：市町村障がい福祉担当課

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーの派遣等により外出のための支援を行います。

住宅の支援について

福祉世帯向け住宅への入居

身体障がい者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の応募枠を設け募集を行っています。

申込資格

世帯収入が一定以下であるなどの一般世帯向けの条件（※1）を満たし、かつ、次のいずれかに該当する世帯。（下記の申込区分により、申込可能な住宅が異なる場合があります。（※2））

1. 身体障がい者向け

- ①申込者本人が身体障がい者手帳を有し、その障がいの程度が4級以上である人で、主として生計を維持している場合。
- ②申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
 - a. 身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が2級以上である人。
 - b. 戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が2級以上の身体障がい者と同程度と認められた人。

2. 一般福祉向け

- ①申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
 - a. 精神障がい者保健福祉手帳（障がい程度1級～3級）の交付を受けている人。
 - b. 療育手帳（障がい程度がaと同程度）の交付を受けている人。

※1 一般世帯向け申込資格

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ア 現在住宅に困っている人 | <input type="checkbox"/> イ 申込者本人が奈良県内に住んでいるか、勤務している人 |
| <input type="checkbox"/> ウ 連帯保証人がいること | <input type="checkbox"/> エ 暴力団員でないこと |
| <input type="checkbox"/> オ 収入基準以内の人 | <input type="checkbox"/> カ 同居者は親族であること |
- など

※2 例えば、身体障がい者向けに改造している「車いす常用者向け、視覚障がい者向け」住戸の対象者は、上記1.②の場合です。

なお、上記申込資格に該当する場合でも、自立した生活を営むことができない場合には、県営住宅への入居申込みができない場合もあります。詳しくは、下記連絡先に問い合わせして下さい。（募集時期は年4回）

窓 口	【下記を除く県営住宅】 奈良県営住宅管理事務所 総務入居課入居係	TEL:0743-51-2615 FAX:0743-53-1196
	【紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・東高田・稗田・天理南・橿原ニュータウン・阿部・山崎県営住宅】 近鉄住宅管理(株)	TEL:0742-21-8030 FAX:0742-21-8035
	【小泉・天理・橿原・坊城・纏向県営住宅】 (株)東急コミュニティー	TEL:0744-21-0109 FAX:0744-21-0105

その他一般的な問い合わせ 奈良県住宅課総務管理係 TEL:0742-27-7539 FAX:0742-27-2681

その他サービスについて（奈良市の例）

手当

1) 特別障がい者手当

【窓口】障がい福祉課

【対象者】重度の障がい（身体障害者手帳1級・2級の障がい重複している等）のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

【内容】月額 26,620円

支給月 2・5・8・11月の各10日（前月までの3ヶ月分をまとめて口座振込）

【受けられない方】・所得が一定額以上あるとき
・施設入所しているとき
・病院に3ヶ月以上入院中のとき

2) 障がい児福祉手当

【窓口】障がい福祉課

【対象者】次のいずれかの障がいのため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の方

- ① 身体障害者手帳1級・2級の一部
- ② 療育手帳A1・A2の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の一部
- ④ ①、②、③と同程度以上であって、日常生活において常時介護を必要とする方

【内容】月額 14,480円

支給月 2・5・8・11月の各10日（前月までの3ヶ月分をまとめて口座振込）

【受けられない方】・所得が一定額以上あるとき
・施設入所しているとき
・障がいを理由とする公的年金受給者

3) 特別児童扶養手当

【窓口】子ども育成課

【対象者】次のいずれかの障がいを有する障がい児（20歳未満）を養育する世帯の主たる生計者

- ① おおむね身体障害者手帳1級～4級の一部
- ② おおむね療育手帳A1・A2及びB1・B2の一部
- ③ おおむね精神障害者保健福祉手帳所持者の一部
- ④ ①、②、③と同程度の障がいと認められる方

【内容】月額 1級…51,100円

2級…34,030円

支給月 4・8・11月

【受けられない方】・対象者やその同居の家族の所得が一定額以上あるとき
・児童が、施設入所しているとき
・児童が、障がいを理由とする公的年金を受けることができるとき

4) 児童扶養手当

【窓口】子ども育成課

【対象者】1. 父（母）と生計を同じくしていない児童を養育している母（父）、
又は母（父）に代わってその児童を養育している世帯の主たる生計者

2. 次のいずれかの障がい者を有する父（母）のいる児童を監護する母（父）、
又は母（父）に代わってその児童を養育している世帯の主たる生計者
- ① おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部
 - ② 国民年金及び厚生年金における障害等級1級
 - ③ ①、②と同程度の障がいと認められる方

※ 児童とは18歳に達する日以降最初の3月31日まで（心身に一定の障がいがある場合は20歳まで）の人

【内容】月額 児童1人 42,000円～9,910円
児童2人 47,000円～14,910円
以下1人増すごとに3,000円加算 所得により支給金額が変わります。
支給月 4・8・12月

【受けられない方】・対象者やその同居の家族の所得が一定額以上あるとき
・児童が、施設入所しているとき

5) 奈良市外国人重度障がい者特別給付金

【窓口】障がい福祉課

【対象者】昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障がい者（身体障がい者手帳1～3級又は療育手帳A1・A2）であり、20歳に達していた方


【内容】月額 20,000円
（公的年金を受けている方は当該年度の年金額を控除した額の月割額）
支給月 3・9月

【受けられない方】・所得が一定額以上ある方
・年額240,000円以上の年金を受けることができるとき
・施設入所しているとき
・生活保護を受けているとき

在宅福祉

(1) 補装具の購入・修理

【窓口】障がい福祉課

障がい者の職業その他日常生活を容易にするため、補装具の購入又は修理の費用を支給します。補装具は、種類や支給を受ける人の年齢に応じて、それぞれ耐用年数が決められており、再支給は、原則として耐用年数を過ぎた方に限ります。ただし、の用具は、介護保険制度が優先されます。

【利用者負担額】

利用者の負担は、購入に要する額の1割となります。ただし、基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。また、下表のとおり所得に応じて区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められます。世帯の範囲は、障がい者（18歳以上）とその配偶者、障がい児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯とします。

世帯区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯であって、世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が次の区分に該当する世帯	460,000円未満	37,200円
一定所得以上		460,000円以上	交付対象外

【手続きに必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 世帯全員の市民税額がわかる書類（課税証明書又は納税通知書）

奈良市が課税状況を確認することに同意をいただける方は、課税証明書等を省略できます。

※ただし、転入の方等、1月1日現在（申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認することができないため、転入前の市町村の課税証明書等が必要です。また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。

- ・ 下表のとおり処方箋、医師の意見書などが必要な場合があります。

区分	補装具の種類	判定	必要書類など
視覚	盲人安全つえ、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、義眼弱視眼鏡、矯正眼鏡		意見書(遮光眼鏡)
聴覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用）	○	
肢体不自由	装具（上肢・下肢・体幹）	○	
	義肢（義手・義足）、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置	○	処方箋、意見書
	㊦ 歩行補助つえ（松葉つえ、多点つえ、ロフストランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ）、㊦ 歩行器		
	㊦ 車いす（原則として下肢又は体幹機能障害1～3級の方）	○	処方箋、意見書（オーダー製）
㊦ 電動車いす（重度の下肢機能障害者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない方	○	更生相談所で試乗操作判定	
18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具、排便補助具		

判定欄の○印は新規申請の際に更生相談所の判定（書類判定又は来所判定）が必要です。

また、再支給申請であっても障がいの状況に変化がある場合、形式等が異なる場合などには判定が必要となります。処方箋（眼鏡処方箋を除く）、意見書などは県知事・市長の指定した医師（18歳未満の児童補装具は、指定育成医療機関の医師）が書いたものに限りです。

(2) 日常生活用具の給付

【窓口】障がい福祉課

在宅の障がい者の日常生活を容易にするため、次のような種目の日常生活用具を給付しています。ただし、㊦の用具は、介護保険制度が優先されます。

【利用者負担額】

利用者の負担は、購入に要する額の1割となります。ただし、基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。また、下表のとおり所得に応じて区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められます。世帯の範囲は、障がい者（18歳以上）とその

配偶者、障がい児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯とします。

世帯区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯であって、世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が次の区分に該当する世帯	460,000円未満	37,200円
一定所得以上		460,000円以上	交付対象外

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・印鑑
- ・世帯全員の市民税額がわかる書類（課税証明書又は納税通知書）
奈良市が課税状況を確認することに同意をいただける方は、課税証明書等を省略できます。
※ただし、転入の方等、1月1日現在（申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認することができないため、転入前の市町村の課税証明書等が必要です。また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。
- ・見積書（奈良市長あて。業者発行のもの）
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の申請には、工事の図面、工事前の現況写真。（工事後の写真も給付金請求時には必要となります。）
- ・電気式たん吸引器、ネブライザー等を申請される場合は、医師の意見書が必要です。
- ・難病患者等については、医師の意見書により、その用具の使用が必要と認められることが条件となります。

【給付対象用具一覧】 注意：「※」の種目については、対象者が在宅の限りではない。

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
肢 体 不 自 由	特殊寝台 (訓練用ベット) ①	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚などの訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	特殊マット ①	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	床ずれの防止、失禁などによる汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	特殊尿器 ①	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害1級（寝たきりで常時介護を要する者に限る。）	尿が自動で吸引されるもので、介護者等が容易に使用し得るもの	5	67,000
	体位変換器 ①	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、介助を要する者に限る。）	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
	移動用リフト ①	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	4	159,000
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満で、下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として、付属のテーブルが付いているもの	5	33,100
	入浴担架	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、介助を要する者に限る。）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400
入浴補助用具 ①	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害（入浴に当たって、介助を要する者に限る。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8	90,000	

便器 (介)	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 手すり付 9,850
温水洗浄便座	学齢児以上で、上肢障害 2 級以上	温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8	120,000
※ 情報・通信支援 用具	学齢児以上で、上肢障害 2 級以上	障がい者がパーソナルコンピューターを操作するために必要となる周辺機器や、アプリケーションソフト	6	100,000
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費) (介)	次のいずれかに該当する者 ①学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害 3 級以上 ②学齢児以上で、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 3 級以上	比較的小規模な住環境の改善を行う場合における、次に掲げる用具の購入費及び工事費であること。 ①手すりの取付け、②段差の解消、③滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤和式から洋式への便器取替え	1 回 限り	200,000

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用 年数	基 準 額
肢体 不自由・ 平衡機能 障害	移動・移乗 支援用具 (介)	3 歳以上で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 （ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） ①障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8	60,000
	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者	障がい者が容易に使用し得る T 字状・棒状もの	3	3,000
	※ 頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
視 覚 障 害	電 磁 調 理 器	18 歳以上で、視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6	25,000
	盲人用体温計 (音声式)	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	検温結果を、音声により伝える機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	9,000
	盲人用体重計	18 歳以上で、視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	18,000
	※ 情報・通信 支援用具	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上	障がい者がパーソナルコンピューターを操作するために必要となる周辺機器や、アプリケーションソフト	6	100,000
	※ 点 字 器	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの（点筆を含む）	7	10,400
	※ 点字タイプ ライター	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上のもの（就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれる者に限る。）	点字の 6 点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	63,100
	点 字 図 書	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書（月間や週間等で発行される雑誌を除く。）	別途要綱による	
	※ 視覚障害者用 ポータブル レコーダー	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	※ 視覚障害者用 活字等 読上げ装置	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上	文字情報等を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	99,800
※ 視覚障害者用 拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8	198,000	

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
視覚障害	※ 盲人用時計	18歳以上で、視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7	触読式 10,300 音声式 13,300
	歩行時間延長 信号機用 小型送信機	学齢児以上で、視覚障害2級以上	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	10	7,000
聴覚 又は 音声・ 言語 機能 障害	※ 点 字 ディスプレイ	18歳以上の視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者）	文字等のコンピュータの画面情報を、点字等により示すことのできるもの	6	383,500
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるものに限る。）	音声、音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴及び災害時の聴覚障害者向け緊急信号の受信が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの（ただし、聴覚障害者が容易に使用し得るものであって、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品であること。）	6	88,900
	聴覚障害者用 通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器、又は通信回線を利用し動画等により通信が可能な単独型機器（携帯電話を除く）であり、障がい者が容易に使用できるもの	5	35,000
	※人工喉頭	音声又は言語機能障害者で喉頭を摘出したもの	障がい者が容易に使用し得るもの（電池又は充電器を含む）	5	70,100
ぼうこう・直腸又は脳原性運動機能障害	※ ストーマ装具 （消化器系）	3歳以上の、直腸機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む）	—	月額（一箇所当たり） 8,600
	※ ストーマ装具 （尿路系）	3歳以上の、ぼうこう機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む）	—	月額（一箇所当たり） 11,300
	紙おむつ等	3歳以上のぼうこう・直腸機能障害者で、ストーマ装具を装着できないもの（ストーマ装具の給付を受けていない者に限る。）又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	次に掲げるストーマ装具に代えて障がい者が容易に使用し得るもの ①紙おむつ ②脱脂綿、サラシ、ガーゼ ③洗腸装具	—	月額 12,000
	※ 収 尿 器	3歳以上の、ぼうこう機能障害者又はせきずい損傷等による排尿障害のため本装置を必要とする者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	1	男性用 7,700 女性用 8,500

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	基 準 額
じん臓機能障害	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障害の者で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500

呼吸器機能障害	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、医師の意見書等により本装置の使用が認められるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	5	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（音声、言語、そしゃく、下肢又は体幹機能障害）であって、医師の意見書等により本装置の使用が必要と認められるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	5	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10	17,000
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害であって在宅酸素療法者又は人工呼吸器を装着しているもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5	50,000
身体障害全般	火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
	自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8	28,700
	※携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5	98,800
知的障害	特殊マット <small>（介）</small>	3歳以上で、療育手帳A1・A2	床ずれの防止、失禁などによる汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	電磁調理器	18歳以上で、療育手帳A1・A2	知的障害者が容易に使用し得るもの	6	25,000
	※頭部保護帽	療育手帳A1・A2（てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。）	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
	温水洗浄便座	学齢児以上で、療育手帳A1・A2	温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8	120,000
	火災警報器	療育手帳A1・A2（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
	自動消火器	療育手帳A1・A2（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8	28,700

○ 県営住宅の入居優遇

身体障がい者で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っている。（所得制限などがあります。）

【対象者】①身体障がい者手帳4級以上で主として生計を維持している方

②身体障がい者手帳2級以上の方、又はこの方と現に同居若しくは同居しようとする方

○ 配食サービス：月曜から金曜まで週5回を限度に昼食の提供を行います。

【対象者】在宅の一人暮らしの重度身体障がい者で、食事の調理が困難な方

【利用者負担額】1食あたり450円

- **訪問理美容サービス**：理美容師が訪問し、調髪など年6回を限度に行います。
【対象者】 在宅の重度障がい者で、寝たきりのため理美容所において理美容を受けられない方
【利用者負担額】 1回あたり2,000円

- **紙おむつ及びおむつカバーの支給**：紙おむつ、おむつカバーを2ヶ月ごとに2か月分配送します。
【対象者】 65歳未満の在宅の重度身体障がい者（下肢・体幹または内部障がいの1・2級）で、寝たきりかつ常時失禁の状態にある方
（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な方は除く。）
【所得制限】 市民税非課税世帯に限る など

社会参加

- **駐車禁止規制の除外指定車標章の交付** 【窓口】奈良警察署等
障がい者が自ら運転する車及び介護者が障がい者を同乗させる車で「駐車禁止除外指定車 標章」を掲示しているものは、駐車禁止規制の適用が除外されます。ただし適用が除外されるのは、公安委員会が駐車を禁止した場所に限られます。
※タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも利用できることから、車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。
【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で、下表に該当する方

障がいの区分		障がいの等級
視覚障害 (注1)		1級～3級、及び4級の1
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由 (注2)		1級、2級の1、及び2級の2
下肢不自由		1級～4級
体幹不自由		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級～4級
心臓機能障害		1級・3級
じん臓機能障害		1級・3級
呼吸器機能障害		1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級・3級
小腸機能障害		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級
知的障害		療育手帳A1・A2
精神障害		1級

(注1)「視覚障害4級の1」とは、「両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの」をいいます。

(注2)「上肢不自由2級の1」とは、「両上肢の機能の著しい障害」をいいます。

「上肢不自由2級の2」とは、「両上肢のすべての指を欠くもの」をいいます。

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（確認のため必要）
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し（記載部分の全ての写しが必要）

- ・印鑑（申請者の印、スタンプ式印鑑は不可）
- ・同居の親族が代理申請する場合は、障がい者との同居が確認できるもの（健康保険証、免許証等）
 - ※ 別居の親族・知人等が代理申請される場合、免許証・委任状等が必要になることがありますので事前に警察署へ問い合わせください。
 - ※ 障がい者本人の住所地を管轄する警察署で申請してください。

【お問い合わせ】・奈良警察署 0742-20-0110（大森町5-7-12）
 ・奈良西警察署 0742-49-0110（学園南三丁目9-22）
 ・天理警察署 0743-62-0110（天理市田部町2-2-4）

○ 自動車改造費の助成

【窓口】障がい福祉課

操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成（限度額100,000円）所得制限あり。

【対象者】身体障がい者手帳所持者で、次のいずれにも該当する方

- ① 肢体不自由の1～3級の方でその障がいにより運転免許証に条件が付されている方
- ② 就労などに伴い、自らが所持し、運転する自動車を改造する必要がある方

【手続きに必要なもの】※改造経費を支払った日から6ヶ月以内に申請してください。

- ・ 身体障害者手帳 ・ 運転免許証 ・ 住民票（全員・続柄記載のもの） ・ 印鑑
- ・ 改造を行う業者の見積書及び領収書 ・ 自動車検査証 ・ 口座番号のわかるもの
- ・ 前年の所得を証明する証票など（※奈良市で課税状況が確認できる場合で奈良市による調査に同意をいただける方は、所得を証明する証票等を省略できます。）

【お問い合わせ】奈良県警察本部 運転免許センター 運転適性相談窓口
 ・ 更新等 【TEL】0744-22-5541 10:00～17:15（平日のみ）
 ・ 受験相談 【TEL】0744-25-5224 10:00～17:15（平日のみ）

○ 郵便による不在者投票

【窓口】選挙管理委員会事務局

郵便等による不在者投票ができます（郵便等投票証明書の交付を受けて下さい。）

【対象者】身体障害者手帳所持者で下表に該当する方

障がいの区分	障がいの等級
両下肢不自由	1・2級
体幹不自由	1・2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動障害）	1・2級
心臓機能障害	1・3級
じん臓機能障害	1・3級
呼吸器機能障害	1・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3級
小腸機能障害	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
肝臓機能障害	1～3級

【手続きに必要なもの】 ・ 身体障害者手帳 ・ 郵便等投票証明書交付申請書（本人署名したもの）
 ※選挙時には、郵便等による不在者投票の請求手続きが必要です。

【その他】郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上表参照）のうち、自分で投票の記載ができない方で上肢障害1級又は視覚障害1級に該当する場合は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会委員長に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に代理記載させることができます。

公共料金

- 奈良県（市）内バスの割引
 - 航空（国内線）・鉄道・タクシー料金の割引
 - 有料道路・一般自動車道通行料金の割引
 - NHK 放送受信料の減免
 - 電話番号の無料案内
 - 携帯電話の障がい者割引
 - 点字郵送物などの無料扱い
 - 奈良市営駐車場の利用無料
 - 奈良市自転車駐車場無料
 - 写真美術館・書道美術館の観覧料無料
 - 写真美術館・ならまちセンター内駐車場無料
- など

*各市町村によりサービス内容や基準額等に違いがあるため、くわしくは各市町村の障がい福祉担当課へ問い合わせてください。

障害者総合支援法について

障害者総合支援法については、以下のURLにアクセスして頂き、参考にして頂ければ幸いです。

(障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット 社会福祉法人 全国社会福祉協議会)

平成27年度4月版

<http://www.shakyo.or.jp/business/pamphlet.html>

各論 小児

本項では「小児（障がい児）」をテーマに、この分野に関わりの深い福祉サービスの利用について、奈良市を例に紹介していきます。

1) 相談窓口

①市町村福祉事務所

障がい者が援護を受けたいときや相談したいときは、行政機関の窓口として、福祉事務所や市町村障がい担当福祉課などがあり、担当職員が必要な助言・指導を行なっています。

②奈良県中央こども家庭相談センター・奈良県高田こども家庭相談センター

児童福祉士、心理判定員等の職員が、18歳未満の児童に関するあらゆる問題についての相談業務を行っています。療育手帳の判定も行っています（窓口は市町村）。

管轄区域

⇒奈良県中央こども家庭相談センター

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、生駒郡、磯城郡、宇陀郡、山辺郡

⇒奈良県高田こども家庭相談センター

橿原市、大和高田市、香芝市、御所市、五條市、葛城市、北葛城郡、高市郡、吉野郡

③奈良市総合福祉センター（障がい者福祉センターみどりの家他）

障がい者福祉の中心的役割を担う総合施設として市民の社会福祉活動の拠点になっています。

④奈良市子ども発達センター

発達障がいや言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に、心理判定員、保健師、保育士等による療育相談を実施します。

⑤奈良市委託相談支援事業者

障がい児（者）が地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを総合的に行ないます。

2) 障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービスのしくみ

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

障がい児も、障がい者と同様「身体障害児手帳」もしくは「療育手帳」の交付を受け、「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づく福祉サービスを受給するという基本的な流れは同じです。

*手帳の交付について

障がい児に一貫した指導・相談を行い、様々な援助措置を受けるための基礎として、障がい程度を証

明し各種援助を記録する手帳を、保護者の申請に基づき都道府県知事が交付します。身体に障がいがある児には「身体障害児手帳」が、知的障がいのある児には「療育手帳」が交付されます。「手帳」についての詳細は「身体障害者手帳について」の項目をご参照ください。

①自立支援給付（障害者総合支援法）

障がいのある児（者）の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定される「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援」があります。

「障害福祉サービス」は、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

- ・ 障害福祉サービス⇒《介護給付》・《訓練等給付》
- ・ 補装具
- ・ 自立支援医療
- ・ 相談支援

*障害福祉サービスを利用したときには、世帯の家計の負担能力、その他の事情を考慮して定められた応能負担の額を利用者負担額として支払うこととなります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて上限額が定められています。

②地域生活支援事業（障害者総合支援法）

市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動センターなどの事業があります。詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

- ・ 相談支援事業
- ・ 日常生活支援事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 福祉ホーム支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 社会参加促進事業

*地域生活支援事業のサービスを利用したときには、原則として、それぞれの費用の5%を支払うこととなります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて上限が定められています。

③障がい児通所支援（児童福祉法）

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

④障がい児入所支援（児童福祉法）

- ・ 福祉型
- ・ 医療型

障害者総合支援法		児童福祉法	
① 自立支援給付 (市町村)	②地域生活支援事業 (市町村)	② 障がい児 通所支援	④障がい児 入所支援
【障害福祉サービス】 ≪介護給付≫ ・ 居宅介護サービス ・ 重度訪問介護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所サービス ・ 生活介護 ・ 療養介護 ・ 施設入所支援 ≪訓練等給付≫ ・ 自立訓練（機能訓練） 【補装具】 【自立支援医療】 ・ 育成医療 【相談支援】	・ 相談支援事業 ・ 日常生活用具の給付 ・ 日常生活支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 移動支援事業 ・ 日中一時支援事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 福祉ホーム支援事業 ・ 地域活動支援センター ・ 更生訓練費給付事業 ・ 社会参加促進事業	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援	・ 福祉型 ・ 医療型

3) 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、障害児通所支援利用までの流れ

① 相談

市町村の障がい福祉課や相談支援事業者に必要な助言や情報の提供を受ける



② 申請

福祉サービス利用の申請を障害福祉課へ



③ 調査・審査・認定

現在の生活の判定と必要なサービスの程度を認定

***障がい児は障害程度区分の認定を行わない**



④ 支給・決定・通知

サービスの支給量が決まり福祉サービス受給者証が交付される



⑤ 契約

利用する事業所を選択し利用契約を結ぶ



⑥ 福祉サービスの利用

①自立支援給付

【障害福祉サービス】

《介護給付》

居宅介護サービス（ホームヘルプサービス）

障がい者（児）の方に居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言，その他の生活全般にわたるサービスが提供されます。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で，常時介護を要する障がい者につき，居宅において入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者（児）で，意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち，四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるものにつき，居宅介護，重度訪問介護，行動援護，生活介護，児童デイサービス，短期入所，共同生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）が包括的に提供されます。

短期入所サービス（ショートステイ）

居宅において介護を行う方が疾病やその他の理由により，障害者支援施設，児童福祉施設等へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）の方が入浴，排せつ及び食事などの介護その他の必要な支援を受けることができます。

生活介護

障害者施設支援等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助が行なわれます。

療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話が行なわれます。また、療養介護のうち医療に係るものが療養介護医療として提供されます。

施設入所支援

施設に入所する障がい者で、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援が行われます。

《訓練等給付》

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある障がい者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援が行われます。

【補装具】

補装具の購入・修理

障がい児の日常生活を容易にするため、補装具の購入または修理の費用が支給されます。

補装具は、種類や支給を受ける児の年齢に応じて、それぞれの耐用年数が決められており、再支給は著しく身体が成長した場合などを除き、原則として耐用年数を過ぎた児に限られます。補装具の交付・修理についての費用は、原則購入に要する費用の1割を負担することとなっています。

主な補装具の耐用年数を以下にまとめました。

名称	耐用年数
座位保持装置	3年
座位保持椅子	3年
起立保持具	3年
頭部保持具	3年
排便補助具	2年

車椅子	6年
電動車椅子	6年

* 自家用車用チャイルドシート（指定機種のみ）の費用の一部支給が認められるようになりました。

*** 装具使用年数**

年齢	使用年数	備考
0歳	4月	
1～2歳	6月	
3～5歳	10月	
6～14歳	1年	
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1. 装具本体のうち「側弯矯正装具」の「硬性」および「軟性」 2. 完成用部品のうち「足部」 3. 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

⇒ 「使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理または調整を行うこと。」となっています。ケースによっては耐用年数・使用年数以内であっても、新しく作成することが可能な場合もあるようですので、各市町村窓口にて確認ください。

【自立支援医療】

育成医療

18歳未満で身体に障がいがあって、手術などにより確実な治療効果が期待できる児童（保護者の住所が奈良市内にある方）に対し、保険診療の自己負担分（入院時の食事代を除く）を助成します。世帯の課税状況に応じて、自己負担の上限月額が定められています。

【相談支援】

支給決定を受けた障がい者または障がい児の保護者の依頼を受けて、障害福祉サービスを適切に利用できるよう心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービスの利用計画を作成します。それとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるように指定障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行ないます。相談支援サービス利用時の費用は無料です。

②地域生活支援事業

日常生活用具の給付

在宅重度障がい児の日常生活を容易にするため、日常生活用具が給付されます。利用者の負担は、原則として購入に要する額の1割となります。

- ・特殊マット（原則3歳以上18歳未満）
- ・特殊寝台（訓練用ベッド）
- ・訓練いす（原則3歳以上18歳未満）
- ・入浴補助用具（3歳以上）
- ・紙おむつ
- ・頭部保護帽
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を受けることが出来ます。原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限られます。

・個別支援型

障がい児の外出における個別の移動支援。通年かつ長期にわたる外出は対象になりません。

・施設利用型

日中一時支援事業、短期入所等を利用するため、施設や事業所が運行する車両で通所する障がい児の支援。

日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の日中における活動の場を確保し、社会適応訓練や入浴サービスや給食サービスなどを受けることができます。

訪問入浴サービス事業

居宅を訪問し、入浴介助のサービスを受けることができます。

*移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業を利用したときには、原則として、それぞれの費用の5%の支払いが必要となります。

ただし、費用負担を軽減するために、所得に応じて上限額が設定されています。

③障がい児通所支援（児童福祉法）

療育の必要が認められる児童を指定の施設に通わせることにより、日常生活における基本的な動作の指導及び、集団生活への適応訓練を行うものです。サービス利用は、原則として1割の負担となります。

児童発達支援

児童発達支援センター等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を受けることが出来ます。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがある児童が、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国

立病院機構等に通い、児童の発達支援及び治療を受けることが出来ます。また、医療型児童発達支援のうち医療に係るものが、肢体不自由児通所医療として提供されます。

放課後デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を受けることが出来ます。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④障がい児入所支援（児童福祉法）

家庭において十分な療育効果が期待できない児童に対して積極的な治療訓練を行うサービス、また、障がいの重度化に対応した生活の場として、あるいは就労支援、社会参加促進を図る場として施設サービスが提供されています。障害児施設は障がい児の保護者が都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

福祉型障害児入所施設

障がい児を入所により保護するとともに、日常生活の指導および自立自活に必要な知識・技能を身につけることを目的としています。

医療型障害児入所施設

障がい児を入所により保護するとともに、日常生活の指導および自立自活に必要な知識・技能を身につけること及び治療を目的としています。

***児童福祉施設への入所への流れ**

- ①利用申請：障害児施設支援（指定医療機関を含む）の利用希望者は、「障害児施設給付費」の支給申請を「児童相談所」へ行き利用に伴う制度などの説明を受ける。
- ②支給決定：「児童相談所」から施設への入所が必要であると判断されれば「障害児施設給付費」の支給が決定され、保護者（あるいは本人）に「障害児施設給付費支給決定通知書」と「受給者証」が交付される。
- ③サービス利用：保護者（本人または後見人）は、利用希望施設に「受給者証」を提示し、利用を申し込み、施設と利用契約を結んで施設を利用します。

5) 手当

障害児福祉手当

月額：14,480円（平成27年4月1日現在）

次のいずれかの障がいのため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の方

- ① 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部
- ② 療育手帳 A1・A2 の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の一部
- ④ ①, ②, ③と同程度以上であって, 日常生活において常時介護を必要とする方
ただし, 一定額以上の所得がある場合や施設入所者は受けられない。

特別児童扶養手当

次のいずれかの障がいをもつ障がい児（20 歳未満）を養育している世帯の主たる生計者

月額：1 級…51,100 円（平成 27 年 4 月 1 日現在）

2 級…34,030 円

- ① おおむね身体障害者手帳 1 級～4 級の一部
- ② おおむね療育手帳 A1・A2 および B1・B2 の一部
- ③ おおむね精神障害者福祉手帳所持者の一部
- ④ ①, ②, ③と同程度の障がいと認められる方
ただし, 一定額以上の所得がある場合や施設入所者は受けられない。

6) 医療費助成（障害者総合支援法以外）

心身障害者医療費助成

「心身障害者医療費受給資格証」を交付し、保険診療の自己負担分を助成します。

自己負担分のうち、高額療養費や、入院時の食事の費用は除きます。

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級所持者及び療育手帳所持者
- ② 健康保険加入者（後期高齢者医療加入者を除く）

小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、血友病等血液・免疫疾患などの疾患のある 20 歳未満の子どもを対象に、医療費の助成を行います。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

日常生活に著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児を対象に行います。

給付品目：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸入器、クールベスト、紫外線カットクリーム

7) 教育

特別支援教育

特別支援教育は、児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性などに応じて、よりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加できる人間を育てるため、適切な配慮のもとに行う教育です。

市町村教育委員会

就学に関する相談だけでなく、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の相談に応じています。

奈良市教育委員会

奈良市では、障がいがあるなど特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学、教育について、相談および必要な情報提供を行っています。

はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）6F教育相談フロア

奈良県教育委員会 教育研究所 特別支援教育部

障がいのあると思われる子どもとその保護者や担任の先生を対象に、特別支援教育に関する相談を行っています。

奈良県総合リハビリテーションセンター内 TEL : 0744-32-8201

県立特別支援学校

就学や養育、指導等に関する相談及び小中学校等への支援を行なっています。

盲学校、ろう学校、養護学校（肢体不自由・知的障害・病弱）

小・中学校の特別支援学級

奈良市内の小学校・中学校に設置されています。

市立通級指導教室設置校

聴覚障害、言語障害、学習障害等に対応した教室が設置されている小学校もあります。

加配制度

学校の教員の定員は、生徒数によって決定されます。しかし、校内暴力や不登校への対応、障がい児教育の充実等の目的に対し人員が不足している場合、教育委員会へ増員を申請することができ、申請が認められると1年間のみ増員が許可されます。

以上、奈良市での障がい児に関わる主な福祉サービスについて紹介させていただきました。これは、あくまでも奈良市の場合です。各市町村によってサービス内容、受給条件などには若干の違いがあると思われます。詳細は各市町村の障がい児(者)福祉窓口へお問い合わせください。

各論 脊髄損傷

前項の各論、小児に引き続き本項では脊髄損傷の方々が利用できる福祉サービスについてご紹介したいと思います。

ある日突然脊髄損傷になり入院、治療、リハビリテーション・・・しかし医療保険での日数制限により退院せざるを得なくなった時、どこに相談してどうやって生活をしていけばいいのか？ 復職するにはどうしたらいいのか？

答えを指し示すことはできないですが、理学療法士としてこういう社会福祉サービスがあるということをお伝えすることも大事な仕事ではないかと思います。

読みにくいかもしれませんが、少し目を通してみてください。

1 サービス利用するには？

まずは「身体障害者手帳」の交付を受け、障害者総合支援法による認定（障害福祉サービス受給者証）を受けなければなりません。

身体障害者手帳の交付、障害者総合支援法による認定については前項を参照してください。

2 具体的なサービス内容

自立支援給付

介護給付・・・日常生活に必要な支援を受ける際に支給されるものです。

* 居宅介護

自宅での入浴や食事などの身体介護及び、家事援助、通院介護のサービスを受けることができます。

* 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護が必要な方が、自宅での介護及び外出時の移動支援を受けることができます。

* 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い方が、居宅介護等複数のサービスを包括的に受けることができます。

* 生活介護

常に介護が必要な方が日中に障害者支援施設などで食事、入浴などの介護を受けることができます。

* 療養介護

病院などの施設で主に日中に機能訓練、療養上の管理看護、介護、医学的管理下における介護等を受けることができます。

* 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間の入所により入浴、食事などの介護を受けることができます。

* 施設入所支援

施設に入所されている方が夜間の入浴、食事、排泄などの介護を受けたり、生活相談など

のサービスを受けることができます。

訓練等給付・・・自立した生活に必要な知識、技術を身につける際に支給されるものです。(基本的に18歳以上の方が対象です)

* 自立訓練

自立した日常生活、社会生活ができるよう身体機能や生活能力向上のための訓練等を一定期間うけることができます。

* 就労移行支援

一般企業へ就職を希望される方が、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、職業実習などの支援を一定期間受けることができます。

* 就労継続支援

事務所と雇用契約を結んで働くことができます。また、事務所に通って工賃を得て働きながら、就労のための知識や能力向上を図ります。

これらの訓練が受けられる場所として、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局(埼玉県所沢)、国立重度障害者センター(静岡県伊東、大分県別府)、肢体不自由者更生施設があります。

どれも身体障害者手帳をもっていることが条件であり、各施設の申込用紙と場合によっては診断書等の必要書類を郵送するとともに、自立支援のサービスの支給申請を行い受給者証の交付を受けます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

* 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

総合相談課 TEL: 04-2995-3100 (代表) FAX: 04-2992-4525 (直通)

<http://www.rehab.go.jp/index.html>

* 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

別府重度障害者センター

支援課 入所担当 TEL: 0977-21-0182 (利用相談直通)

<http://www.rehab.go.jp/beppu/>

* 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

国立伊東重度障害者センター

支援課利用相談担当 TEL: 0557-52-4183 (利用相談) FAX: 0557-36-0571

<http://www.rehab.go.jp/ito/>

* 奈良県障害者総合支援センター 自立訓練センター

TEL: 0744-32-0200 (代表) FAX: 0744-32-0208

<http://www.nara-sfj.or.jp>

補装具の購入・修理(車椅子、電動車椅子など)

補装具は状態に応じて給付され、種類や支給を受ける人の年齢に応じて耐用年数が決められています。再支給は原則として耐用年数を過ぎた方に限ります。負担は購入に要する額の1割負担

となります。それぞれの補装具には基準額がありますので確認してください。

地域生活支援事業

(地域により差があるかもしれません。今回奈良市の事業をご紹介します。)

相談支援

福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用、社会生活能力を高めるための支援、介護相談、情報提供などを行います。サービス利用時の費用は無料です。相談支援事業所へご相談ください。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者の方が外出のための支援を受けることができます。

日中一時支援

家族の就労支援や一時的な休息を目的に障がい者の日中における活動の場を確保し、見守りなどの支援を受けることができます。

訪問入浴サービス

居宅を訪問し入浴介助のサービスを受けることができます。

日常生活用具給付

日常生活を容易にするための日常生活用具を給付しています。

利用者の負担は購入に要する額の1割になります。

(特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、火災報知機、
居宅生活動作補助用具など)

*居宅生活動作補助用具(住宅改修費)・比較的小規模な住環境の改善を行う場合における用具の購入費および工事費として給付しています。しかし利用は1回限りであり、手すりの取り付け・段差の解消・滑り防止に限ります。

福祉ホーム

障がい者の方が低額な料金で居室その他の設備を利用することができます。

更生訓練費給付事業

施設等での更生訓練に対して費用を給付します。

社会参加促進事業

スポーツ、レクリエーション教室開催等事業、芸術文化講座開催等事業、自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業等があります。

自動車運転免許取得費では免許取得に要する経費の2/3を助成します。

自動車改造費では操行装置及び駆動装置などの改造に要する経費を助成します。(10万円が限度)

3 障害福祉サービス利用にかかる費用

自立支援給付は原則費用の10%で、地域支援事業は費用の5%負担です。また、年齢や所得によって上限額が決められていますので詳しくは市役所の障がい福祉課にお問い合わせください。

4 医療費助成

心身障害者医療費助成

対象は健康保険加入者で、身体障害者手帳 1.2 級所持者です。

自立支援医療（更生医療）

18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、手術などにより障がいの程度を軽くしたり除去したり障がいの進行を防ぐことが可能な方に、保険診療の自己負担分を助成します。ただし医療機関は指定されます。原則医療費の 1 割が自己負担となりますが、所得等に応じて上限が決められています。

5 手当、助成など

特別障害者手当

在宅の 20 歳以上で重度障がいを重複して持っている方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方対象です。

障害基礎年金

国民年金法に定める障がいの 1・2 級に該当になった方が対象

その他税金の控除・減免

NHK 放送受信料の減免

交通費の割引、助成

駐車場無料

携帯電話の障がい者割引

就職資金の貸付 など

以上、脊髄損傷者の障がい者福祉サービスをご紹介いたしました。

また、介護保険利用されている方も場合によっては障害者総合支援法のサービスを利用することが可能です。必要に応じて各市町村に問い合わせてください。

参考)

[奈良市トップページ](#) > [市役所ご案内](#) > [各課のページ](#) > [保健福祉部](#) > [障がい福祉課](#) > [お知らせ](#) > [障がい者福祉のしおり](#)

[奈良市トップページ](#) > [くらし](#) > [福祉](#) > [障がいのある人の福祉](#) > [お知らせ](#) > [障がい者福祉のしおり](#)

*保健福祉部 障がい福祉課 電話：0742-34-4593 Fax：0742-34-5080

また参考までに脊髄損傷者の当事者団体をご紹介いたします。

当事者団体 ; 社団法人 全国脊髄損傷連合会 <http://www.zensekiren.jp/>

全国頸髄損傷者連絡会 <http://saka-ue.cside.com/j/naq/>

日本せきずい基金 <http://www.jscf.org/>

各論 頭部外傷

前項の各論、脊髄損傷に引き続き本項では頭部外傷の方々が利用できる福祉サービスについてご紹介したいと思います。

身体障害者手帳についてと、障害者総合支援法については前項でまとめてあります。また頭部外傷後の身体障がいに対するサービスについては、脊髄損傷等の前項までの内容と重複するため、そちらを参照していただき、今回は高次脳機能障がいでお悩みの方も対象におられると思いますので、高次脳機能障がいに対するサービスに内容を絞ってご紹介したいと思います。

頭部外傷受傷後に生じる障がいは、障がいの程度や障がい部位、また高次脳機能障がい等、その受傷された方々により個人差が非常に大きく、理学療法アプローチのみならず、社会復帰へ向けた制度の利用アドバイスについても、個々の対応が必要と思われます。また運動麻痺はなく、高次脳機能障がいのみを持たれた患者さんにおいても、発動性の低下や意識障がい等による廃用症候群の予防のためにも、理学療法による介入は重要と思われます。

運動機能障がいは無く、高次脳機能障がいのみを障がいとしてお持ちの方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の中で、精神障害者保健福祉手帳が対象となります。

精神障害者保健福祉手帳とは？（申請先：市町村福祉事務所または保健センター）

精神障害者保健福祉手帳の対象者は、一定の精神障がいの状態のために、日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

障がいの等級は、その程度によって1級から3級の3段階に区分されます。

手帳の申請には、次の書類をそろえて、市町村担当窓口提出する必要があります。

A. 精神障害者保健福祉手帳交付申請書

（市町村担当窓口もしくは医療機関にある場合もあります）

B. (1) 診断書による申請

医師の診断書（初診日から6か月以上経過した時点のもの）

(2) 障害年金証書の写しによる申請

障害年金証書の写し・年金裁定通知書の写し・直近の年金振込(支払)通知書の写し等

*上記の書類をそろえた上、精神障がいを支給事由とする年金給付を現に受けていることを確認するため、年金事務所等へ照会するための同意書が必要です。

(3) 特別障害給付金受給資格者証の写しによる申請

特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）の写し・直近の国

庫金振込(送金) 通知書の写し・年金事務所等へ照会するための同意書等

C. 写真1枚 市町村受理日の1年以内に撮影 タテ4cm×ヨコ3cm

カラー又は白黒で正面から無帽、無背景で撮影 縁なしで顔が写真全長の概ね2/3。

裏面に市町村名、氏名を記入

- 精神障害者保健福祉手帳は2年毎に更新手続きが必要です。更新手続きは有効期間の3か月前から可能です。更新に必要な書類は新規申請の場合と同じ書類に加えて、手帳の写しが必要となります。
- 平成18年10月から、手帳制度の変更にともない写真の貼付が始まりました。今のところ、写真貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、手帳の写真欄に「写真貼付なし」と表示されます。又、受けられるサービスに差異が出る場合があります。

精神障がい者に関する相談・支援について

1 相談窓口

①保健所

保健所では、精神疾患、アルコール依存症、認知症等の精神保健福祉に関して専任の保健師等が相談に応じ、必要に応じて自宅への訪問指導を実施しています。

②市町村精神障害者福祉担当課

③奈良県高次脳機能障害支援センター

※後ほど詳しく説明します。

2 社会復帰のための支援

(1)精神障害者社会適応訓練事業

通常の雇用契約による就職の困難な精神障がいのある人を対象とし、一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養い、再発防止と社会的自立を動機付けるために、登録事業所において社会適応訓練を行います。

なお、相談の窓口は各市町村精神障害者福祉担当課で、申込の窓口は各保健所です。

(2)デイ・ケア

通院医療が可能な精神障がいのある人であって社会生活機能の回復を図るための医療ケアを必要とする者に対して、昼間の一定時間集団精神療法、レクリエーション活動、作業指導、日常社会生活指導等の指導を行い、円滑な社会復帰を図ることを目的として認可医療機関で実施しています。詳細については、通院先の医療機関にお問い合わせください。

3 医療費の助成

(1)精神障害者医療費助成事業（一般・後期高齢者）（窓口：各市町村精神障害者自立支援医療担当課）

交付を受けている精神障害者福祉手帳の障害等級が1級又は2級、3級の方（市町村によって違う）を対象として一旦、医療機関で支払った1か月の医療費の自己負担額（高額療養費分を除く）から1医療機関当たり500円（14日以上入院の場合は1,000円）を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度です。全診療科の入院・通院の医療費が対象となります。

(2)精神障害者医療費助成事業（精神通院）（窓口：各市町村精神障害者自立支援医療担当課）

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院）で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の1か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度です。県内のすべての市町村で実施しています。

対象は国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者です。（※平成21年4月から70歳以上の方についても対象となりました。ただし、平成21年4月診療分からです。）

※なお、いずれの精神障害者医療費助成事業についても所得制限があります。詳細は市町村の担当課へお問い合わせください。

4 社会復帰施設

(1)精神障害者生活訓練施設（ショートステイ施設を併設）

入院の必要はないが、精神障がいのある人のために、独立して日常生活を営むことが困難で共同生活を営める程度の精神障がいのある人に生活の場を提供し、生活指導を行います。また家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の理由により在宅における処遇が一時的に困難になったケースに対応できるよう、ショートステイ施設も併用しています。

(2)精神障害者小規模通所授産施設

作業能力を有する精神障がいのある人に対し、次の施設において通所の方法により作業指導及び生活訓練を行います。

(3)精神障害者小規模作業所

精神障がいのある人に対し、次の施設において通所の方法により作業指導及び生活訓練を行います。

※以上の各事業のサービス内容の詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

高次脳機能障害を理解する上で（障害者自立支援法ではありませんが…）

1 成年後見制度（申請先：所轄の家庭裁判所）

成年後見には、法定後見と任意後見の2種類があります。

法定後見とは、判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。所轄

の家庭裁判所に申し立てをします。

一方、任意後見は、判断能力がなくなった時のため、財産管理や、身上監護に関することについて、予め信頼のおける人と契約を結んでおくもので、手続きは公証役場で行います。

①法定後見の3類型

法定後見の後見の3類型は、本人の判断能力に程度によって次のように3つに区分されます。

※後見：本人にほとんど判断能力がない場合が対象。

(例：日常の買い物が困難な場合など)

※保佐：本人の判断能力が著しく低下している場合が対象。

(例：日常の買い物は可能だが、財産管理は困難な場合など)

※補助：本人の判断能力が不十分な場合が対象。

(例：重要な財産管理を単独で行うことが困難な場合など)

②申請について

申し立ては、住民票のある地域を所轄する家庭裁判所で行います。

本人、配偶者、四親等内の親族、町長、市長など法律で定められた人しか申し立てはできません。家庭裁判所では、本人が被後見の対象であるかどうか、後見人を誰にするかを審判します。

2 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）（申請先：市町村社会福祉協議会）

お金の出し入れなど日常的な金銭の管理、通帳や印鑑の保管、福祉サービスの利用手続きなどに不安があるとき利用する制度です。生活保護世帯以外は有料となります。

支援センター、患者家族の会について

奈良県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障がい者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、本人等からの相談に応じ適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等との連携強化により、高次脳機能障がい者に対する総合的な支援体制の整備を推進し、高次脳機能障がい者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に、平成20年10月1日より奈良県総合リハビリテーションセンターに開設されました。業務内容は、電話相談や来所による相談業務（予約制）や高次脳機能障がいの診断基準に基づく診断、医学的指導等の診断業務（月4回、予約制）、また医療機関等関係機関への研修等を行う普及啓発・研修となっています。

相談窓口では、下記のような相談にお答えします。

- ・高次脳機能障がいに関する疑問・質問
- ・医療に関する相談
- ・福祉サービスに関する相談
- ・就労に関する相談
- ・各障害者手帳取得に関する相談
- ・社会保障に関する相談

必要に応じ、高次脳機能障がいの診断、精神障害者保健福祉手帳の診断を予約制にて行っています。

「奈良県高次脳機能障害支援センター」
〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多 722
奈良県総合リハビリテーションセンター内
TEL 0744-32-0205
相談時間 午前9：00－午後5：00
(月～金曜日 祝日・年末年始は除く)

奈良脳外傷友の会 あすか

奈良県脳外傷友の会 あすか は、交通事故やその他の事故等の為、頭部に外傷を受け、救急医療の進歩により何とか、一命を取り留めたものの、人生の途中で障がいを持つことになった当事者とその家族が集まって 2001年5月20日に設立した会です。

奈良脳外傷友の会 あすか <http://www.eonet.ne.jp/~asuka-nousonsyou/>

各論 難病

「難病の患者に対する医療費に関する法律」が施行され、平成 27 年 1 月 1 日から特定疾患の制度が変更されたことに伴い、障害者総合支援法に定める障害者・児の対象に難病等の対象疾患が 130 疾患から 151 疾患（第 1 次対象疾病）に変更されました。また、平成 27 年 7 月より第 2 次対象疾病として 332 疾病に拡大されました（変更される可能性もあります）。対象疾患は、（以下の URL をご参照下さい <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/001.pdf> <難病情報センター HP>）これらの疾患が加わり、障害福祉サービス（補装具費も含む）の支給対象となりました。そのため、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」「電動車椅子」「意思伝達装置」等を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、支給が行われるようになりました。

補装具費支給の申請については、補装具費支給申請書を各市町村に提出と共に、障害者総合支援法の政令で定める疾患に該当するかを判断するため、医師の診断書などの提出を求められます。また、後述する特定疾患治療研究事業（56 疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで可能となっています。

では、一口に「難病」と言いますが、日ごろ難病の患者さんと接する機会が少ない方もおられると思いますので、まず難病についての説明を行い、奈良県が運営している奈良県難病支援センターについても記載させて頂こうと思います。

○ 難病と特定疾患とは？

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。かつて日本人の生活が貧しかった時代には、赤痢、コレラ、結核などの伝染病は「不治の病」でした。その当時は有効な治療法もなく、多くの人命が奪われたという点で、これらの疾病はまぎれもなく難病でした。しかし、その後日本人の生活が豊かになり、公衆衛生の向上、医学の進歩および保健・医療の充実と共に、これらの伝染病は、治療法が確立され不治の病ではなくなりました。しかし、治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病もいまだ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。

昭和 47 年の難病対策要綱に、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

特定疾患について我が国の難病対策では、いわゆる難病のうち、原因不明で、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が極度に困難もしくは不可能であり、医療費も高額で経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病で、その上症例が少ないことから全国的規模での研究が必要な疾患を「特定疾患」と定義しています。

前述しておりますように、現在、特定疾患は 151 疾患あり、うち 56 疾患の医療費は特定疾患治療研究事業として公費負担助成の対象となっております。

○ 特定疾患治療研究事業について

特定疾患治療研究事業は、難病患者さんの医療費の助成制度です。保険診療では治療費の自己負担分

は3割相当（サラリーマンは3割）ですが、その自己負担分の一部を国と都道府県が公費負担として助成（後で説明する重症患者認定者は全額公費負担されます。）しています。現在は、56疾患がこの制度の対象です。（対象疾患について：<http://www.nanbyou.or.jp/entry/513>（難病情報センター））

疾患毎に認定基準があり、主治医の診断に基づき都道府県に申請し認定されると、「特定疾患医療受給者証」が交付されます。

○特定疾患医療受給者証の手続き方法

①申請者：対象患者又はその保護者等

②必要書類：特定疾患医療受給者証交付申請書、臨床調査個人票（医師の診断書）、住民票及び患者の生計中心者の所得に関する状況を確認することができる書類

*書類は、各保健所でもらえますが、各医療機関でも準備されているところもあるようです。

③提出先：申請者の住所等を管轄する保健所

*申請者の管轄保健所一覧

名称	所在地	電話・FAX	管轄
<u>奈良市保健所</u>	〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 精神保健難病係	電話 0742-93-8397 FAX 0742-34-2486	奈良市
<u>中和保健所</u>	〒634-8507 橿原市常盤町605番地の4（橿原総合庁舎内） 難病対策係	電話 0744-48-3036 FAX 0744-47-2315	大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・橿原市・桜井市・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・宇陀市・曽爾村・御杖村
<u>郡山保健所</u>	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 精神保健難病係	電話 0743-51-0195 FAX 0743-52-6095	大和郡山市・天理市・生駒市・山添村・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町
<u>吉野保健所</u>	〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3 精神保健難病係	電話 0747-52-0551 FAX 0747-52-7259	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村・五條市・野迫川村・十津川村

※平成27年2月16日より桜井保健所と葛城保健所が統合し、中和保健所になりました

○重症患者認定の申請について

「重症患者認定を受けた場合は、特定疾患の医療費は全額公費負担されます。」

特定疾患を主たる要因として、他人の介助を受けなければほとんど自分の用ができない程度の著しい障がいがあり、その障がい概ね6か月以上継続すると主治医が認めた場合、県における審査で認められれば、医療費の自己負担額が生じなくなります。

申請は特定疾患医療受給者証交付申請手続きと同時に行ってください。なお、既に特定疾患医療受給者証をお持ちの方で病状が悪化し、重症になった場合にも申請することができます。

・重症患者認定の申請手続き

* 特定疾患医療受給者証交付申請手続きと同時にされる場合は以下の2つの書類が必要です。

①重症患者認定申請書

②重症患者認定診断書(臨床調査個人票を記入した同じ医療機関で記載してもらってください。)

* 既に特定疾患医療受給者証をお持ちの方が申請する場合は以下の書類も合わせて必要になります。

③臨床調査個人票(新規申請あるいは更新申請のいずれかいちばん最近に提出した写しを添付してください。)

・受給者証の交付

保健所で受理した申請書は、県庁での審査手続きを要するため、審査の日程等により、提出から受給者証をお届けするまで20日～50日程度かかります。対象患者であると決定したときは「特定疾患医療受給者証」を管轄の保健所を経由して申請者に交付します。

特定疾患医療受給者証の有効期間は1年間(10月1日～翌年9月30日)であり、有効期間終了時には、更新申請の手続きが必要です

* 「特定疾患医療受給者証」は、一部自己負担のある方は黄色、全額公費負担の方(重症患者認定を受けた方)は桃色を患者さんの住所を管轄する保健所より送付されます

* 「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている方で、お持ちの受給者証に記載のある医療機関以外で受診を希望する場合は、新たに「特定疾患医療受給者証医療機関追加申請書」の申請が必要になります。

○奈良県難病相談支援センターについて

奈良県難病相談支援センターは、地域で生活する難病患者・家族の方々を対象に療養上・生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接、メール等による相談や難病に対する情報の提供を行い、また患者会・家族会などの活動支援や交流を通して難病患者が持つ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行われています。

・療養相談

患者さんや家族の方々からの難病についての療養、日常生活(保健、福祉サービスの受け方)などのご相談は、相談員(看護師)が相談を受けて貰えます。

電話相談：9：00～16：00(土・日・祝日・年始年末を除く)

- ・ 医療相談

難病の対象疾患別に月別テーマを決め、専門医による個別医療相談を行われています。

- ・ 情報提供

- ・ 講演会の開催

- ・ コミュニケーション支援 (<http://www.pref.nara.jp/secure/136537/komyunike-syonn2.pdf>)

などを行なわれています。

* 奈良県難病相談支援センターでは、特定疾患の申請手続きは行われておりませんので、ご注意ください。
申請手続きは、各保健所にて行なわれています。

所在地：〒633-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 奈良県郡山総合庁舎内（北側1階）

電話番号：0743-55-0631（電話相談はこちらから）

F A X：0743-52-6095

ホームページURL：http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1731.htm

○おわりに

記載させて頂いた内容以外にも、今年度より厚生労働省指定難病検討委員会にて選定された合計 306 疾病 (<http://www.nanbyou.or.jp/entry/4141>) が医療費助成の対象となっております。今後も制度の変更などにも気を付けて頂き、対象疾病の場合は、各市町村または管轄の保健所にご連絡頂き、ご指示を頂ければと思います。

編集後記

(公社)奈良県理学療法士協会 社会福祉部便りをご覧頂き、まことにありがとうございます。
毎年、社会福祉部員が各担当部門について情報の収集を行い、変更箇所を修正し、部員全員で確認しながら編集作業をおこなっています。制度に関する点でお困りの時は、ぜひ有効活用していただければと思います。一人でも多くの当事者やそのご家族の為になる事が、作成した部員の思いでもあります。

掲載させていただいた情報は作成時の情報であり、また地域により異なるものもございます。最新情報や各地域での詳細な情報は、ホームページ等でご確認していただけますようお願いいたします。

また、ご意見等ございましたら、巻頭言のアドレスまでご連絡いただくとありがたく存じます。今後の参考意見とさせていただきます、より便利で使いやすいものへ改善していきたいと思っております。

最後になりましたが、今後とも社会福祉部をよろしくお願い致します。

社会局長 西田 宗幹

～編集担当～

社会福祉部 部長 榮崎彰秀

副部長 高島正治

部員 堀内成浩

堀 義範

大森智香子